

菊陽町農業委員会議事録

令和6年12月6日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年12月6日（金）午後3時30分から午後4時25分

開催場所 菊陽町役場 防災センター1階 防災研修室③

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (4) 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (5) 議案第5号 | 中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項に係る
意見決定について |
| (6) 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| (7) 報告第2号 | 許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	4番 西本 穂積
5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治	7番 中村 正徳
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

3番 梅原 真一

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

事務局職員 塩貝 執

令和6年度第9回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字北下原1493番2

地目：畠

面積：1, 354m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年11月29日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P7をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は譲渡人の■で兼業農業者です。本農地はこれまで貸付で管理をされておりましたが、返却されることになり、譲渡人が高齢のため、■に農地を譲渡して自ら管理する計画です。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、甘藷を作付けする予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番委員 議案第1号の番号1について5番委員が報告します。
申請者は■■■在住の兼業農業者で、高齢である現所有者から■に所有権を移転する計画です。現地確認時に譲受人から話も聞いており、甘諾を作付け予定であることを確認しました。また、自宅からの距離があるため、農業用機械の運搬時には十分に注意するよう依頼もしておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆9番委員 トラクターでここまで来られる？

■事務局 トランクで来られます。

◆1番推進委員 今は何が作付けされているのか。

■事務局 現地調査写真のとおりです。長い間、管理されています。

◎議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第4条は、権利移動が伴わない転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字北畠1893番
地目：畑
転用面積：1, 249m²

転用目的は、農業機械・資材置場及び従業員駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日（金）に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業用施設用地であり、原則転用は不許可ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当するため、不許可の例外に当たると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

今回は、農地転用許可前の着工が確認され、始末書の提出があつておりますので、内容の読み上げを行います。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆8番推進委員 議案第2号の番号1について8番推進委員が報告します。

申請者は■■の認定農業者である法人で、自社の農業用資材や従業員用の駐車場を整備する計画です。地域内の中心的な農業者として規模の拡大等もされており、営農環境整備の観点からも必要な事業計画だと思われます。周辺農地の用水使用について影響がないよう配慮することも求めており、申請者も承諾されておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：津久礼字中屋敷632番3、633番2

地 目：田

転用面積：578m²

転用目的は、貸農業用倉庫の整備です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日（金）に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P17をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがある基盤整備未実施の第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不許可ですが、農業用施設の用に供するために行われるものに該当するため、不許可の例外に当たると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

今回は、農地転用許可前の着工が確認され、始末書の提出があつておりますので、内容の読み上げを行います。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆3番委員

議案第2号の番号2について3番委員が説明します。

申請者は■■■■■■■■■■■■■で、地元の■■■■■■■■■■■■■所有の農業用機械や農産物流通業者の大型冷蔵庫を設置する倉庫として現在も使用されています。地元地域では不可欠な農業用施設ですが、農地転用許可がなされていなかったため、違法状態を解消するための転用申請になります。現状と利用状況が変わることではなく、周辺農地への影響もないと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字久保 1850番2

地 目：畑

転用面積：107m²

転用目的は、農家住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を11月29日に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP18～P22をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがない農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて既存敷地の拡張に該当するため、代替性の検討なしで許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

一方で現状が違反転用状態となっており、始末書の提出があっていますので、読み上げを行います。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員 議案第3号の番号1について1番推進委員が説明します。

申請者は■■在住の個人で、農業を営んでいます。先程の始末書でも触れられていたように、過去に既存住宅の拡張で整備をした際に、農地転用申請を怠ったもので、地元では農地として利用されていた認識はありませんでした。現状が変更されることではなく、周辺環境に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基

盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和6年11月28日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP16をご覧ください。
利用権設定が21件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和6年11月28日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。
議案書のP17からP23をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は12件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を

お願いします。

◆ 8 番委員 物納は可能か。

■ 事務局 可能です。公社が地権者に受領の確認を行います。

◎議 長 よろしいですか？

— 同 意 の 声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第 5 号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第 1 号について事務局の説明をお願いします。

■ 事務局 報告第 1 号について、議案書の P 2 4 から P 2 5 、別紙報告の P 2 から P 9 をお願いします。「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は 4 件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第 1 号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

次に、報告第 2 号について事務局の説明をお願いします。

■ 事務局 報告第 2 号について、議案書の P 2 6 、別紙報告の P 1 0 から P 1 1 をお願いします。「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は 1 件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第 2 号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時25分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年12月6日

会長

議事録署名人

議事録署名人